

Ⅱ-1 情報公開・個人情報

I 区の情報公開制度と個人情報保護制度

1 情報公開制度の概要

品川区情報公開条例および個人情報の保護に関する法律ならびに品川区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づいて適正な運営に努めています。

2 情報公開と情報提供

区では、行政情報の公開を実施するほか、区民の皆さんからの公開請求を待つまでもなく、区が積極的に区政に関する情報を提供することとしています。そのため、区では「広報しながわ」、「ホームページ」をはじめ、ケーブルテレビ品川の「区民チャンネル」など、さまざまなメディアを通じて、区民の皆さんのニーズに対応した、総合的な情報提供に取り組んでいます。

(1) 区政資料コーナーの運営

区政資料コーナーでは、区をはじめ、他区、都、国等の行政資料の閲覧、貸出しのほか、区政資料に関する相談、案内、刊行物の有償頒布、コピーサービス、区ホームページの閲覧等を行っています。

年度 内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資料などの貸出し	1冊	8冊	2冊
コピーサービス	1,786枚	1,356枚	1,512枚
利用者数	1,839人	1,805人	1,866人
有償頒布	499件	313件	301件

3 行政情報の公開

どなたでも、品川区が保有する行政情報の公開を請求することができます。

(1) 公開請求の対象となる情報

職員が職務上作成し、または取得した情報で、文書、図画やビデオテープ、磁気ディスク等に記録され、組織的に用いるものとして区が保有しているものです。

(2) 請求方法

所定の請求用紙に必要事項を記入し、各課(教育委員会や選挙管理委員会、監査委員、区議会については、各事務局)の窓口または電子申請サービスにて請求して下さい。

(3) 非公開情報

行政情報は公開が原則ですが、個人情報(個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの)や、事業者の事業に関する情報で公開することにより事業者の権利利益を害すると認められるものや、区政の公正または適正な執行を著しく妨げるおそれのある情報など、一定の非公開情報が条例で定められています。

なお、本人の個人情報は、別に保有個人情報の開示請求を行うことができます。

(4) 公開・非公開の決定

請求のあった日の翌日から 14 日以内に公開の可否を決定します。対象文書に第三者に関する情報が含まれている場合で第三者に意見照会したときなど、やむを得ない理由があるときは、60 日を限度として決定期間が延長される場合があります。

(5) 公開の方法

文書、図画は、閲覧または写しの交付、磁気ディスクに記録されたものは、紙に印字したものの閲覧または写しの交付で公開します(写しの交付は、電子媒体(CD-R)に格納しての交付も可)。ビデオテープや録音テープに記録されたものは、視聴または写しの交付となります。

(6) 手数料

文書の閲覧の場合は、手数料は無料です。文書の写しの交付の場合は、写し 1 枚につき 10 円(A4 判白黒の場合)、CD-R1 枚につき 100 円の手数料がかかります。

4 保有個人情報の開示

区が保有しているご自身の情報の開示を請求することができます。

(1) 請求方法

どなたでも請求できますが、その個人情報の本人であることを確認できる書類を提示していただきます。

(2) 法定代理人・代理人からの請求

未成年者や成年被後見人等の法定代理人は、本人に代わって請求することができます。

また、歩行が困難、外国に滞在中など、本人が窓口で請求できない特別の事情のあるときは、代理人による請求もできます。

(3) 不開示情報

個人情報であっても、請求者本人に関するものは、原則として本人には開示します。それ以外の不開示情報は、情報公開請求に対して非公開となる情報と同じです。

(4) 開示・不開示の決定

請求のあった日の翌日から 14 日以内に開示の可否を決定します。やむを得ない理由があるときは、44 日を限度として決定期間が延長される場合があります。

(5) 開示の方法

開示の方法は、行政情報の公開と同様です。ただし、内容が個人情報であるため、閲覧に際しては、決定通知書を持参していただく、もしくは本人であることの確認ができる書類を提示していただきます。

(6) 手数料

文書の閲覧の場合は、手数料が無料になります。文書の写しの交付の場合は、写し 1 枚につき 10 円(A4 判白黒の場合)、CD-R1 枚につき 100 円の手数料がかかります。

5 保有個人情報の訂正・利用停止

開示を受けた情報の訂正や利用の停止を請求することもできます。

(1) 訂正請求

開示を受けた情報の内容が事実でないと思うときは、その訂正、追加 や削除を請求することができます。

(2) 利用停止請求

開示を受けた情報が不必要に収集されたと思うときなどは、その利用 の停止、消去、廃棄を請求することができます。

また、その情報が収集した際の目的以外の目的に利用、提供されようとしているとき、実際に利用、提供されていると思うときは、差止めや中止の請求もすることができます。

(3) 請求期限と訂正・利用停止の決定

訂正や利用停止請求は、開示を受けた日から 90 日以内に請求する必要があります。訂正や利用停止については、請求のあった日の翌日から 30 日以内にその可否を決定します。やむを得ない理由があるときは、60 日を限度として決定期間が延長される場合があります。

6 個人情報の保護

(1) 保有の制限

個人情報を取得するときは、事務又は業務を遂行するために必要な場合に限定し、利用する際の目的をできる限り特定します。また、あらかじめ本人に対し、利用目的を原則明示します。

(2) 適正な管理

個人情報は適正な状態に保つとともに、漏えい、滅失または毀損を防止します。

(3) 個人情報ファイル簿

保有している個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目などの個人情報ファイルに関する概略を記載した帳簿を作成し、公表します。

(4) 適正な利用

個人情報を取り扱う事務を委託する場合には、委託事業者等に個人情報の保護に関し必要な措置をとります。収集した目的以外での個人情報の利用や提供は、法令の規定にある場合や本人の同意のある場合に限ります。

7 審査請求

公開または開示、訂正もしくは利用停止に関する区の決定に不服のある場合は、区に対する行政不服審査法による審査請求または裁判所への行政事件訴訟法による取消訴訟をすることができます。

区では、審査請求があったときは、公正な審査を確保するために設置された品川区情報公開審議会および個人情報保護審議会の審議・答申を経て、審査請求に対する裁決・決定を行います。

8 罰則

職員等による個人情報の不正な提供については、罰則（最高で2年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金）が科されます。また、偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、10万円以下の過料に処せられます。

Ⅱ 情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

1 情報公開請求の運用状況

(1)情報公開請求の処理状況

情報公開請求件数は、5年度360件、6年度504件そして7年度590件と推移しています。(表1)

令和7年度の公開決定は、319件(全体の約54%)、部分公開153件(全体の約26%)、非公開21件でした。部分公開の非公開部分は氏名や住所などの個人情報为主です。

請求件数は、対象文書数を示し、1回の請求で多数の文書の公開を行うこともあります。

表1 情報公開等請求・決定の内訳

単位:件

年度 内容		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
請求件数		360	504	590
決定 内容	公開	251	329	319
	部分公開	78	96	153
	非公開	7	7	21
	不存在	19	55	56
	存否応答拒否	0	0	8
	取下げ	5	17	33

(2)請求者の内訳

令和7年度請求者数は360名で、うち区民66名、区内事業者35社、区民以外の者47名、区外事業者212社で、請求者の約28%が区内居住者(事業者)です。(表2)

表2 請求者・請求件数(対象行政情報数)の状況

区分・年度 内容	請求者(人・団体)			請求件数(行政情報数)		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
区内在住者	47	34	66	60	106	195
区内に事務所・事業所を有する個人および法人その他の団体	38	23	35	42	27	45
区外在住者	29	37	47	34	79	89
区外に事務所・事業所を有する個人および法人その他の団体	213	248	212	224	292	261
計	327	342	360	360	504	590

(3) 実施機関別の公開請求状況

令和7年度の公開請求は、表3のとおりで、①品川区保健所201件(全体の約34%)、
②福祉部69件(全体の約12%)でした。(表3)

表3 実施機関別の公開請求情報

実施機関 内容		請求 件数	7 年度の主な対象行政情報
		7 年度	
区長		526	
内容	企画経営部	26	
	区長室	56	新庁舎整備関連文書等
	地域振興部	19	
	文化観光スポーツ振興部	6	
	子ども未来部	9	
	児童相談所	5	
	福祉部	69	福祉施設の管理運営文書等
	健康推進部	5	
	保健所	201	食品営業許可台帳、理容所・美容所名簿等
	都市環境部	68	建築計画概要書等
	防災まちづくり部	59	工事関係書類等
	会計管理室	3	
教育委員会		51	教科書採択情報、学校工事設計図書等
選挙管理委員会		4	
監査委員		3	
区議会		6	
合計		590	

2 保有個人情報開示請求の運用状況

(1) 保有個人情報開示についての処理状況

開示請求件数は、5年度64件、6年度70件、そして7年度126件でした。また、決定内訳は、令和7年度開示61件(全体の約48%)、部分開示38件(全体の約30%)でした。(表4)

表4 開示等請求・決定の内訳

単位:件

年度 内容		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
請求件数		64	70	126
決定 内容	開示	43	37	61
	部分開示	13	26	38
	不開示	0	0	0
	不存在	7	6	15
	存否応答拒否	0	0	7
	取下げ	1	1	1
	不訂正	0	0	4

(2) 請求者の内訳

令和7年度請求者数は85名で、うち区民63名、区民以外の者22名でした。(表5)

表5 請求者・請求件数(対象行政情報数)の状況

区内・年度 内容	請求者			請求件数		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
区内在住者	36	38	63	38	45	89
区外在住者	25	20	22	26	25	37
計	61	58	85	64	70	126

(3) 実施機関別の公開請求状況

実施機関別では、①福祉部28件(全体の約22%)、②品川区児童相談所26件(全体の約21%)でした。(表6)

表6 実施機関別の開示請求状況

実施機関		請求 件数	7 年度の主な対象行政情報
		7 年度	
区長		112	
内 容	企画経営部	9	
	区長室	4	
	地域振興部	14	戸籍に関する請求書
	文化観光スポーツ振興部	0	
	子ども未来部	24	家庭相談記録票
	児童相談所	26	子および親との面談記録
	福祉部	28	要介護認定調査票、主治医意見書
	健康推進部	5	
	保健所	0	
	都市環境部	2	
	防災まちづくり部	0	
	会計管理室	0	
教育委員会		14	就学相談記録・学校での面談記録
選挙管理委員会		0	
監査委員		0	
区議会		0	
合計		126	

Ⅲ 情報公開審議会および個人情報保護審議会

情報公開審議会および個人情報保護審議会は、行政情報の公開、保有個人情報開示および個人情報の保護に関し、公正な運営の確保と行政情報の公開等に係る諮問に応じて審議を行うために設置された区長の附属機関です。

また、審議会は、情報公開・個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について意見を述べるすることができます。

令和7年品川区情報公開および個人情報保護審議会委員

会長	荒木 俊馬	弁護士
委員	狐塚 裕子	大学名誉教授
委員	鈴木 登美子	行政経験者

令和7年度審議会開催状況

情報公開審議会(令和7年7月16日)

議題

- 1 令和6年度品川区情報公開制度の運用状況について
- 2 諮問第55号について〈継続審議〉
- 3 諮問第56号について〈継続審議〉
- 4 諮問第57号について
- 5 諮問第58号について
- 6 諮問第59号について
- 7 その他

個人情報保護審議会(令和7年7月16日)

議題

- 1 令和6年度品川区個人情報保護制度の運用状況について
- 2 諮問第51号について〈継続審議〉
- 3 その他

情報公開審議会(令和7年10月31日)

議題

- 1 諮問第55号について〈継続審議〉
- 2 諮問第56号について〈継続審議〉
- 3 諮問第59号について〈継続審議〉
- 4 その他

情報公開審議会(令和7年12月19日)

議題

- 1 諮問第59号について〈継続審議〉
- 2 諮問第60号について
- 3 諮問第61号について
- 4 諮問第62号について
- 5 その他

情報公開審議会(令和8年3月26日)

議題

- 1 諮問第59号について〈継続審議〉
- 2 諮問第60号について〈継続審議〉
- 3 諮問第63号について
- 4 諮問第64号について
- 5 その他

個人情報保護審議会(令和8年3月26日)

議題

- 1 諮問第65号について
- 2 諮問第66号について
- 3 その他